

環 第 4 3 0 号
平成27年11月16日

関 係 各 位

島根県環境生活部環境政策課長
(公 印 省 略)

フロン排出抑制法説明会の開催について (依頼)

本県の環境保全行政の推進につきましては、平素から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月から「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が施行され、フロン類が冷媒として使用されている業務用冷凍空調機器の管理者（機器の所有者等）には、冷媒漏えい防止のための機器の点検、漏えい時の修理（繰り返し充填の原則禁止）、機器整備の結果の記録・保存、適正な使用環境の維持等が義務付けられました。

については、別添のとおり、業務用冷凍空調機器を所有等する事業者（管理者）の方々を対象にした説明会を開催しますので、構成員の皆様への周知についてご協力いただきますようお願いいたします。

また、フロン排出抑制法に関する資料を同封しておりますので、概要についても併せて周知いただけると幸いです。

(フロン排出抑制法説明会開催要領掲載場所)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/chikyu/furon.html>

【担当】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県 環境生活部 環境政策課
大気環境G 永岡、佐川
TEL 0852-22-6555 FAX 0852-25-3830

フロン排出抑制法説明会開催要領

島根県環境生活部環境政策課

1. 目的

平成 27 年 4 月から「フロン排出抑制法」が施行され、「業務用冷凍空調機器を所有等する事業者（管理者）」については、機器の点検、漏えい時の措置等が新たに義務付けられました。そこで、管理者を対象に、新たに義務化された規制内容や対応方法について理解を深めていただくこと目的に説明会を開催します。

2. 日時及び場所

日時：平成 27 年 12 月 11 日（金） 13：30～16：30

場所：島根県民会館 3階大会議室（松江市殿町 158）

3. 対象者

- (1) 業務用冷凍空調機器を所有等する事業者（管理者）
- (2) その他関係事業者（販売者・整備者等）で、ご関心のある方

4. 説明内容 ※一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構の講師が実施します。

- フロン排出抑制法の概要
- 「業務用冷凍空調機器を使用する事業者（管理者）」の役割と責務
- 算定漏えい量報告について
- 簡易点検について

5. 申込み方法

- 別添「応募申込用紙」に申込者の所属、氏名（ふりがな）、参加人数、電話番号及び F A X 番号を記入の上ご応募ください。
- F A X 又は電子メールのいずれかでご応募ください。
F A X：0852-25-3830
E-mail：kankyo@pref.shimane.lg.jp

6. その他

- 定員は 150 名としています。
- 当日は、近隣駐車場の混雑が見込まれます。公共交通機関の利用、乗り合わせでのご来場をお願いします。

7. 問い合わせ先

県環境政策課大気環境グループ

TEL:0852-22-6555（直通） FAX:0852-25-3830

フロン排出抑制法説明会応募申込用紙

所 属 企業・団体名等 (ふりがな)	(個人でお申込の場合は記載不要)
氏 名	ほか 名 (同一所属から複数名応募の場合)
電話番号	
F A X 番号	

【応募方法】

- 「応募申込用紙」に申込者の所属、氏名（ふりがな）、参加人数、電話番号及びFAX番号を記入の上ご応募ください。
- FAX又は電子メールのいずれかでご応募ください。
FAX：0852-25-3830
E-mail：kankyo@pref.shimane.lg.jp
- FAX応募申込用紙又は電子メール応募の出力紙をもって参加証に替えさせていただきます。

【応募締切】

平成27年12月7日（月）

なお、定員になり次第、申込みを締め切らせていただきます。